

火災から

安全・安心を支えるしくみ

シリーズⅡ 自主表示制度

- 平成24年4月1日から施行される自主表示制度の概要を取りまとめたものです。
- 自主表示制度は、消防の用に使用される機器のうち、火災の感知、消火、避難等に使用する機器の内、特に安全・安心を確保する上で重要なものについて、総務大臣に届出を行い、製造者等自らが試験・検査等を行い、その旨を表示することにより、その品質を確保する制度です。
- このパンフレットは、自主表示制度のしくみを判り易く、解説したものです。

動力消防ポンプ

ポンプ、ポンプ駆動用の内燃機関又はこれらと同等以上の性能を有する機関その他の必要な機械器具から構成される消防の用に供するポンプ設備



自主表示対象機械器具等の種類
2品目

平成25年1月現在



消防用吸管

動力消防ポンプの吸水口に結合して使用する吸水のための導管

この資料は、日本消防検定協会から一般社団法人全国消防機器協会が受託しました「検定・自主表示制度等に関する情報提供業務」により作成したものです。

一般社団法人 全国消防機器協会
消防機器等製品情報センター

〒105-0001
東京都港区虎ノ門2丁目9番16号
日本消防会館3F
TEL 03-3595-1868
FAX 03-3595-0189
<http://www.3.ocn.ne.jp/~zenshou/>

関係工学会

一般社団法人日本火災報知機工学会	一般社団法人全国避難設備工学会
社団法人日本消防工学会	一般社団法人日本消防ホース工学会
一般社団法人日本消防装置工学会	一般社団法人全国消防機器販売業協会
一般社団法人日本消防ポンプ協会	公益財団法人日本防災協会
一般社団法人日本消防放水器具工学会	日本消防機組工学会

火災から

安全・安心を支えるしくみ





安全・安心を支えるしくみ

自主表示制度

(自主表示対象機械器具等)

1. 動力消防ポンプ
2. 消防用吸管

ユーザー

(使用者・利用者)

8 販売

販売を目的とする陳列

製造・輸入業者(届出者)

7 出荷時適合品に表示

6 検査記録の作成・保存(5年間)

1. 自主表示対象機械器具等の種類及び型式
2. 検査に用いた設計図書
3. 検査の項目、内容及び判定方法
4. 検査を行った年月日及び場所
5. 検査に使用した設備及び測定機器
6. 検査を実施した者の氏名
7. 検査を行った自主表示対象機械器具等の数量
8. 検査の結果
9. 設計図書、検査設備又は検査方法を変更した場合はその変更履歴

5 検査の実施

形状等が設計図書に適合しているかを検査設備・検査方法により確認

4 製造

2 届出

1 届出の準備

自主表示対象機械器具
→技術上の規格に適合するものであることの確認

任意

第三者試験検査機関の活用

6⁻³ 確認結果

6⁻² 確認・検査

6⁻¹ 製造時の検査依頼確認

試験検査機関

(日本消防検定協会など)

1⁻³ 規格適合確認の通知

1⁻² 確認・試験

1⁻¹ 規格適合確認の依頼

工事・整備に係る事業者
(設置・変更又は修理の請負工事)

総務大臣

3 届出の受理



FDMA
消防庁
消防庁
消防庁

消防庁
消防庁
消防庁

- ・届出書
 - a. 氏名又は名称及び住所 (法人は代表者氏名)
 - b. 種類・型式
 - c. 輸入者
製造者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- ・技術上の規格
適合確認書類添付